

第6章 生活保護

第6章 生活保護

第1節 生活保護の動向

生活保護制度は、日本国憲法第25条の理念に基づき、国が生活に困窮するすべての国民に対し、最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的として、昭和25年に実施に移されました。生活保護は、資産や働く能力などのすべてを活用しても、なおかつ生活ができない場合に行われ、その困窮の程度に応じて保護費が支給され、社会保障の最後のセーフティネットとされています。

全国の生活保護受給者数は、平成7年を底に増加に転じ、平成27年3月に過去最高を記録しましたが、近年は減少傾向にあり、令和5年3月時点の生活保護受給者数は、約203万人、保護率16.3%(人口に対する生活保護受給者数の割合 パーミル:千分率)となっています。世帯類型別では、高齢化により高齢者世帯の割合は一貫して増加傾向にあります。

世界金融危機以降の生活保護受給者の増加等を背景に、生活保護制度の見直しと、生活保護に至る前の自立支援策の強化が課題となり、平成25年12月に生活保護法の一部が改正されるとともに、生活困窮者自立支援法が制定されました。生活困窮者自立支援法は、平成27年4月に施行され、生活困窮者に対し、自立相談支援事業の実施、住居確保給付金の支給等の支援を行うこととしています。

平成30年6月には生活困窮者等の一層の自立の促進を図るため、生活困窮者に対する包括的な支援体制が強化されるとともに、生活保護制度が見直され、生活保護世帯の子どもの大学等への進学支援のほか、医療扶助における後発医薬品の原則化等の措置が講じられました。

令和4年度は、令和2年度から引き続き実施された新型コロナウイルス感染症の影響を受けた方に対する様々な支援策の効果もあり、生活保護受給者数に大きな変化はありませんでしたが、新型コロナウイルス感染症の日常生活への影響は長期化しており、生活に困窮される方の増加が予測されます。必要な方に適正かつ迅速に保護を実施するとともに、引き続き、就労支援、医療扶助の適正化、生活習慣病の重症化予防、自立支援プログラムの活用等、生活保護受給者の自立に向けた各種支援に取り組んでいきます。

第2節 生活相談の現況

1 生活相談

最近5年間の生活相談の処理状況は表1のとおりです。

表1 生活相談の状況 (単位:件・%)

年 度	相談件数 (A)	申請件数 (B)	申 請 率 (B/A)	開始件数 (C)	開 始 率 (C/B)	却下 件数	取下げ 件 数
平成 30年度	512	269	52%	261	97%	5	4
令和 元年度	558	240	43%	232	97%	4	5
令和 2年度	689	221	32%	207	94%	14	2
令和 3年度	748	264	35%	252	95%	12	1
令和 4年度	708	311	44%	300	96%	12	2

(注) 相談件数は実件数で計上。

2 相談内容

令和4年度における相談内容とその処理状況は表2のとおりです。

相談内容は、高齢による生活困窮の相談が206件であり、交通費等の困窮者を除く全体比で29%の割合を占めています。また、傷病・障害世帯は211件(30%)で、ともに高い割合となっています。

また、交通費等の困窮者を除く住所不定者からの相談は2件となっています。

一方、相談処理のうち、他法他施策の活用と何らかの助言対応ができた結果、当面の問題が解決したケースは397件となっております。

表2 相談内容と処理状況

(令和4年度)

処理 相談内容	① 申請受理件数	② 相談助言件数	他法・他施策等の活用助言（重複あり）												① +	②
			生活 困窮者 自立 支援法	児 童 福 祉 法	女 性 ・ 母 子 福 祉	各 種 保 険 ・ 年 金	福 祉 資 金 貸 付	法 外 援 護 支 給	ハ ロ ー ワ ー ク 等	シ ル バ ー 人 材	医 療 ・ 保 健 機 関	親 族 へ の 相 談	資 力 活 用 他	小 計		
傷病・障害	135	76	7	0	0	0	0	0	1	3	0	3	28	50	92	211
高齢者世帯	78	128	9	0	0	3	0	0	0	0	0	2	32	109	155	206
母子世帯	14	8	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	2	7	10	22
失業・低収	42	24	8	0	0	0	0	0	0	1	0	0	4	16	29	66
医療費	0	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	4	5	5
住宅問題	5	6	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	5	7	11
住所不定	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
生活不安	2	25	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	25	29	27
夫等の暴力	2	4	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	3	5	6
その他	31	121	2	0	0	0	0	0	0	0	0	2	2	108	114	152
合計	311	<396> 397	29	1	1	3	0	0	1	4	0	9	71	327	446	<707> 708

- ※①、②の欄 相談内容に複数の問題が内在している場合は主訴で分類
- ※住所不定欄 宿泊所入所者、行路病人等を計上
- ※生活不安欄 家庭不和、別居、家出及び先々の生活費困窮等を計上
- ※その他欄 交通費等の困窮者を計上
- ※合計欄 < >内の数値は法外援護（交通費等の困窮者）を除いた内数

第3節 生活保護の現況

1 保護率

保護の動向は、景気の動向等複雑な要因で推移するといわれています。保護率の推移は表3、被保護世帯・人員の推移は表5のとおりです。

小平市の令和4年度における被保護世帯数は2,313世帯、人員は2,874人、保護率は14.4%で前年度と比較して世帯で10世帯の減、人員で50人の減となっています。月別推移で被保護世帯・人員数をみると増減はあるもののほぼ横ばいで推移しています。

表3 保護率の推移（各年度平均）（単位：%）

年度 区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
小平市	16.7	16.3	15.5	14.7	14.4
市部	17.8	17.6	17.5	17.3	17.4
東京都	21.2	20.9	20.5	20.3	19.8
国	16.6	16.4	16.3	16.3	16.2

表4 保護率の月別推移（令和4年度 単位：%）

月別 区分	令和4年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	令和5年 1月	2月	3月	平均
小平市平均	14.5	14.5	14.4	14.4	14.3	14.3	14.3	14.3	14.3	14.4	14.5	14.5	14.4
市部平均	17.3	17.3	17.3	17.3	17.3	17.3	17.4	17.4	17.4	17.4	17.4	17.5	17.4
東京都平均	19.9	19.9	19.8	19.8	19.8	19.8	19.8	19.8	19.8	19.8	19.8	19.8	19.8
国平均	16.2	16.2	16.2	16.2	16.2	16.2	16.2	16.2	16.2	16.2	16.2	16.3	16.2

表5 被保護世帯・人員の推移（各年度平均）

年度 平均	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
被保護世帯	2,468	2,479	2,382	2,323	2,313
被保護人員	3,245	3,205	3,044	2,924	2,874

（「厚生労働省報告例」の年度平均数値・含停止者）

表6 保護世帯・人員の月別推移（令和4年度）

月別 区分	令和4年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	令和5年 1月	2月	3月	平均
世帯数	2,309	2,312	2,306	2,309	2,304	2,300	2,292	2,304	2,318	2,328	2,331	2,344	2,313
人員	2,886	2,883	2,870	2,868	2,861	2,853	2,851	2,859	2,876	2,888	2,896	2,899	2,874

2 被保護世帯地域分布及び世帯構成人員

被保護世帯の地域分布は表7のとおりです。ここ数年の傾向として、貸家・貸室等の多い地区と都営住宅の多い地区での保護率が高くなっています。

また、市管内の特殊事情を反映して病院、施設入所者は、世帯で15.9%、人員で13.0%の高い割合を占めています。

次に、世帯構成人員別保護世帯の推移が表8です。単身者世帯が全体の82.3%を占めています。

表7 町別被保護世帯数

(令和5年4月1日 保護率：%)

町 丁 名	住 民 基 本 台 帳		生 活 保 護		
	世 帯 数	人 口	被保護者世帯数	被保護人員	保 護 率
総 計	95,598	196,543	1,952	2,515	12.8
中 島 町	885	1,783	42	78	43.7
上 水 新 町	2,211	4,778	12	16	3.3
た か の 台	1,072	1,999	22	23	11.5
小 川 町	12,434	24,789	234	290	11.7
栄 町	1,602	3,509	19	26	7.4
小 川 西 町	4,028	7,786	207	284	36.5
小 川 東 町	5,340	10,459	179	219	20.9
上 水 本 町	5,177	11,619	54	73	6.3
上 水 南 町	3,796	8,305	29	35	4.2
喜 平 町	3,094	5,636	64	89	15.8
津 田 町	2,352	4,777	79	111	23.2
学 園 西 町	5,941	10,731	120	132	12.3
学 園 東 町	5,367	10,133	139	171	16.9
仲 町	4,523	9,011	107	124	13.8
美 園 町	3,179	5,513	86	127	23.0
回 田 町	2,341	5,686	11	15	2.6
御 幸 町	1,254	2,817	8	11	3.9
鈴 木 町	7,412	16,618	83	96	5.8
天 神 町	2,969	6,575	51	67	10.2
大 沼 町	4,407	9,829	153	238	24.2
花 小 金 井 南 町	5,679	11,907	85	94	7.9
花 小 金 井	10,535	22,283	168	196	8.8
居 宅 計	95,598	196,543	1,952	2,515	12.8
病 院	-	-	80	80	-
施 設	-	-	290	296	-
総 数	95,598	196,543	2,322	2,891	14.7

(注) 世帯数及び人口は、住民基本台帳による数値である。

表8 世帯構成人員別保護世帯の推移

(世帯・%)

	平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度	
	世帯数	比率	世帯数	比率	世帯数	比率	世帯数	比率	世帯数	比率
1人世帯	1,930	79.0	1,979	79.7	1,897	80.2	1,890	81.7	1,883	82.3
2人世帯	352	14.4	352	14.2	333	14.1	301	13.0	300	13.1
3人世帯	94	3.8	93	3.8	85	3.6	71	3.1	61	2.7
4人世帯	41	1.7	33	1.3	27	1.1	33	1.4	28	1.2
5人世帯以上	27	1.1	25	1.0	24	1.0	18	0.8	17	0.7
計	2,444		2,482		2,366		2,313		2,289	

※人数別の世帯構成は全国一斉調査（各年度7月1日）の数字を使用

3 扶助別人員

扶助別の受給人員の推移は表9のとおりです。各扶助人員は、全般的に微減となりました。総数（令和4年度月平均人員 2,874 人）のうち生活扶助人員の割合は 90.0%、住宅扶助人員は 90.1%、教育扶助人員は 5.0%、介護扶助人員は 18.4%、医療扶助人員は 96.5%、その他の扶助人員は 2.4%となっています。

表9 扶助別保護人員の推移（月平均）

(単位:人)

年度 扶助	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
生活扶助	2,938	2,869	2,712	2,621	2,588
住宅扶助	2,915	2,883	2,750	2,651	2,589
教育扶助	211	191	174	159	145
介護扶助	479	508	516	524	528
医療扶助	3,152	3,116	2,927	2,788	2,773
その他扶助 (就労自立給付金含む)	92	77	82	76	72

4 開始・廃止

保護の開始、廃止世帯の推移は表10のとおりです。令和4年度は開始件数が 295 件、廃止件数 266 件となりました。

開始・廃止の理由を過去5年間で比較したのが表11・表12です。開始理由では世帯主・世帯員の傷病に起因するものが 29.9%、預金等の減に起因するものが 26.7%を占め、廃止理由では死亡・失踪が 45.5%と最も多く、世帯の自立によって廃止となる就労収入の増加によるものは 21.8%となりました。

表 1 0 保護の開始・廃止世帯の推移

(単位:件)

年度 区分	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
開始件数	253	228	198	250	295
廃止件数	247	276	282	284	266

表 1 1 開始理由別世帯数構成比

(世帯・%)

年度 構成	平成 30 年度		令和元年度		令和 2 年度		令和 3 年度		令和 4 年度	
	世帯数	構成比	世帯数	構成比	世帯数	構成比	世帯数	構成比	世帯数	構成比
主・員傷病	101	39.9	53	23.2	48	24.2	81	32.4	88	29.9
就労収入減	61	24.1	87	38.2	54	27.3	51	20.4	68	23.1
預金等減	48	19.0	58	25.4	60	30.3	76	30.4	79	26.7
転入継続	16	6.3	15	6.6	15	7.6	16	6.4	31	10.5
その他	27	10.7	15	6.6	21	10.6	26	10.4	29	9.8

表 1 2 廃止理由別世帯数構成比

(世帯・%)

年度 構成	平成 30 年度		令和元年度		令和 2 年度		令和 3 年度		令和 4 年度	
	世帯数	構成比	世帯数	構成比	世帯数	構成比	世帯数	構成比	世帯数	構成比
主・員治癒	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
就労収入増	48	19.4	69	25.0	59	20.9	47	16.6	58	21.8
年金仕送増	9	3.7	19	6.9	22	7.8	23	8.1	22	8.3
死亡・失踪	110	44.5	109	39.5	116	41.1	131	46.1	121	45.5
その他	80	32.4	79	28.6	85	30.2	83	29.2	65	24.4

5 世帯類型

被保護世帯の世帯類型別の推移は表 1 3 のとおりです。高齢者世帯が 51.6%、傷病・障害者世帯が 34.6%と高い割合を示し、この両方で 86.2%を占めています。母子世帯と、どの類型にも属さないその他の世帯の割合は、減少しました。

表 1 3 世帯類型別世帯の推移

(世帯・%)

区分 年度	総数	高齢者世帯		母子世帯		傷病・障害者世帯		その他の世帯	
	世帯数	世帯数	構成比	世帯数	構成比	世帯数	構成比	世帯数	構成比
平成 30年度	2,468	1,193	48.3	136	5.6	830	33.6	309	12.5
令和 元年度	2,475	1,234	49.9	130	5.2	800	32.3	311	12.6
令和 2年度	2,377	1,202	50.6	122	5.1	773	32.5	280	11.8
令和 3年度	2,321	1,204	51.9	110	4.7	780	33.6	227	9.8
令和 4年度	2,310	1,192	51.6	106	4.6	799	34.6	213	9.2

(除 停止世帯)

- (1) 高齢者世帯 65歳以上の者のみで構成している世帯又は、これらの者に18歳未満の未婚の者が加わった世帯。
- (2) 母子世帯 現在配偶者がいない18歳から65歳未満の女性と18歳未満の子のみで構成されている世帯。
- (3) 傷病・障害者世帯 世帯主が入院しているか、在宅患者加算又は、障害者加算を受けている世帯、もしくは世帯主が傷病、心身障害等を理由として働けない世帯。
- (4) その他の世帯 以上のいずれにも該当しない世帯。

※2つ以上の類型に該当する場合は、上記の順で上位のものを優先して記入してあります。

6 労働力類型

被保護世帯の労働力類型別の推移は表14のとおりです。働いている者がいない世帯が全世帯の83.0%を占めています。

次に、労働力類型と世帯類型を組み合わせるのが表15です。

労働力類型を主にみると、世帯主が働いている世帯では、常用勤労者が多く95.1%を占めており、その内、母子世帯が15.6%を占めています。世帯員のみが働いている世帯では傷病・障害者世帯が37.2%を占めており、働いている者のいない世帯では高齢者世帯が58.5%の割合を占めています。

世帯類型からみると、高齢者世帯の94.0%、傷病・障害者世帯の79.7%、その他の世帯の50.2%が働いている者のいない世帯であり、母子世帯の49.1%が常用勤労者となっています。

表 1 4 労働力類型別世帯の推移

(世帯・%)

区分 年度	稼働世帯														非稼働世帯	
	総数		小計		世帯主が働いている世帯								世帯員働稼			
					常用勤労者		日雇労働者		内職者		その他					
世帯数	世帯数	構成比	世帯数	構成比	世帯数	構成比	世帯数	構成比	世帯数	構成比	世帯数	構成比	世帯数	構成比	世帯数	構成比
平成30年度	2,468	446	18.1	359	14.6	11	0.5	11	0.5	9	0.4	56	2.3	2,022	81.9	
令和元年度	2,475	442	17.9	355	14.3	9	0.4	10	0.4	10	0.4	58	2.4	2,033	82.1	
令和2年度	2,377	407	17.1	331	13.9	5	0.2	7	0.3	11	0.5	53	2.2	1,970	82.9	
令和3年度	2,321	409	17.6	347	14.9	4	0.2	4	0.2	9	0.4	45	1.9	1,912	82.4	
令和4年度	2,310	393	17.0	333	14.4	6	0.3	3	0.1	8	0.3	43	1.9	1,917	83.0	

(除 停止世帯)

表 1 5 世帯類型別・労働力類型別にみた被保護世帯

(令和4年度 () 単身者再掲)

労働力類型		世帯類型	高齢者世帯	母子世帯	傷病・障害者世帯	その他の世帯	総数
世帯主が働いている世帯	常用勤労者	全体	62	52	133	86	333
		単身者再掲	(54)	—	(123)	(63)	(240)
	日雇労働者	全体	1	0	4	1	6
		単身者再掲	(1)	—	(3)	(0)	(4)
	内職者	全体	0	0	3	0	3
		単身者再掲	(0)	—	(3)	(0)	(3)
	その他の就労者	全体	2	0	6	0	8
		単身者再掲	(2)	—	(4)	(0)	(6)
世帯主が働いていないが世帯員が働いている世帯		全体	6	2	16	19	43
働いている者のいない世帯		全体	1,121	52	637	107	1,917
		単身者再掲	(1,020)	—	(577)	(53)	(1,650)
総数		全体	1,192	106	799	213	2,310
		単身者再掲	(1,077)	—	(710)	(116)	(1,903)
構成比 (%)		全体	51.6	4.6	34.6	9.2	100.0
		単身者再掲	56.6	—	37.3	6.1	(100.0)

(除 停止世帯)

7 入院・外来病類別医療扶助人員

医療扶助人員の年度別推移は表16のとおりです。総数では入院は微増、入院外は微減の傾向にあります。令和4年度の月別実績は表17のとおりです。

表16 入院・外来病類別医療扶助人員推移 (単位:人)

病類別		年 度	平成 30年度	令和 元年度	2年度	3年度	4年度
総	数	a (e + m)	37,823	37,392	35,118	33,451	33,272
	精 神	b (f + n)	2,355	2,544	2,150	1,930	2,173
	そ の 他	c (g + o)	35,468	34,848	32,968	31,521	31,099
単給(再掲) 総 数		d (h + p)	1,141	1,246	1,161	922	918
入	院	e (f + g)	4,028	6,136	4,949	4,306	4,681
	精 神	f	1,347	1,654	1,536	1,534	1,717
	そ の 他	g	2,681	4,482	3,413	2,772	2,964
単給(再掲) 小計		h (i + j + k + l)	611	711	654	538	495
医療扶助のみ	精 神	i	334	372	384	308	282
	そ の 他	j	139	206	191	166	142
そ の 他 単 給	精 神	k	110	85	59	48	49
	そ の 他	l	28	48	20	16	22
入	院 外	m (n + o)	33,795	31,256	30,169	29,145	28,591
	精 神	n	1,008	890	614	396	456
	そ の 他	o	32,787	30,366	29,555	28,749	28,135
単給(再掲) 小計		p (q + r + s + t)	530	535	507	384	423
医療扶助のみ	精 神	q	15	9	0	0	0
	そ の 他	r	407	426	425	325	378
そ の 他 単 給	精 神	s	0	0	0	0	0
	そ の 他	t	108	100	82	59	45

表 1 7 月別医療扶助人員状況

月	入 院								入 院 外								総合計
	医療扶助単給					医療扶助併給		合計	医療扶助単給					医療扶助併給		合計	
	医療のみ		その他単給		小計	精神	その他		医療のみ		その他単給		小計	精神	その他		
	精神	その他	精神	その他					精神	その他	精神	その他					
4	23	13	4	0	40	103	209	352	0	28	0	4	32	33	2,355	2,420	2,772
5	21	14	4	0	39	107	215	361	0	27	0	4	31	30	2,353	2,414	2,775
6	24	12	4	3	43	109	227	379	0	30	0	3	33	31	2,326	2,390	2,769
7	20	14	4	2	40	107	221	368	0	36	0	4	40	34	2,330	2,404	2,772
8	21	12	5	3	41	111	225	377	0	38	0	4	42	36	2,309	2,387	2,764
9	22	14	4	4	44	119	229	392	0	28	0	3	31	36	2,294	2,361	2,753
10	24	12	4	3	43	119	223	385	0	27	0	3	30	38	2,305	2,373	2,758
11	24	12	4	2	42	124	234	400	0	33	0	4	37	42	2,270	2,349	2,749
12	24	9	4	2	39	121	241	401	0	32	0	4	36	46	2,295	2,377	2,778
1	26	8	4	1	39	122	254	415	0	31	0	4	35	44	2,291	2,370	2,785
2	27	10	4	1	42	117	260	419	0	36	0	4	40	42	2,291	2,373	2,792
3	26	12	4	1	43	127	262	432	0	32	0	4	36	44	2,293	2,373	2,805
合計	282	142	49	22	495	1,386	2,800	4,681	0	378	0	45	423	456	27,712	28,591	33,272
平均	24	12	4	2	41	116	233	390	0	32	0	4	35	38	2,310	2,383	2,773

表18 生活保護の動向（総括表）

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	
被 保 護	世帯	2,468	2,479	2,382	2,323	2,313	
	人員	3,245	3,205	3,044	2,924	2,874	
保護率（‰）		16.7	16.3	15.5	14.7	14.4	
生 活 扶 助	世帯	2,214	2,196	2,099	2,063	2,060	
	人員	2,938	2,869	2,712	2,621	2,588	
住 宅 扶 助	世帯	2,195	2,199	2,122	2,078	2,063	
	人員	2,915	2,883	2,750	2,651	2,589	
教 育 扶 助	世帯	133	121	106	99	90	
	人員	211	191	174	159	145	
介 護 扶 助	世帯	463	492	499	513	518	
	人員	479	508	516	524	528	
医 療 扶 助	世帯	2,411	2,415	2,300	2,227	2,236	
	人員	3,152	3,116	2,927	2,788	2,773	
出 産 扶 助	世帯	0	0	1	0	0	
	人員	0	0	1	0	0	
生 業 扶 助	世帯	853	735	778	705	630	
	人員	978	817	853	780	702	
葬 祭 扶 助	世帯	78	73	90	96	103	
	人員	78	73	90	96	103	
就 労 自 立 給 付 金	世帯	32	41	41	37	43	
	人員	32	41	41	37	43	
進 学 準 備 給 付 金	世帯	24	12	10	10	6	
	人員	24	12	10	10	6	
開 始	世帯	253	228	198	250	295	
	人員	325	288	261	308	359	
廃 止	世帯	247	276	282	284	266	
	人員	316	346	352	337	318	
世帯 類 型	高 齢 者 世 帯	1,192	1,234	1,202	1,204	1,192	
	母 子 世 帯	135	130	122	110	106	
	傷 病 ・ 障 害 者 世 帯	829	800	773	780	799	
	そ の 他 の 世 帯	307	311	280	227	213	
労 働 力 類 型	世帯主が勤労	常 用 勤 労 者	359	355	331	347	333
		日 雇 労 働 者	11	9	5	4	6
		内 職 者	11	10	7	4	3
		そ の 他 の 就 業 者	9	10	11	9	8
	世帯員が働いている世帯		56	58	53	45	43
	働いている者がいない世帯		2,022	2,033	1,970	1,912	1,917
医 療 扶 助 率（％）		97.1	97.2	96.2	95.3	96.5	
医療扶助に占める精神の割合（％）		6.2	6.8	6.1	5.8	6.5	
医 療 扶 助 単 給 率（％）		3.0	3.3	3.3	2.8	2.8	
入 院 率（％）		10.6	16.4	14.1	12.9	14.1	
入院に占める精神の割合（％）		33.4	27.0	31.0	35.6	36.7	
外来に占める精神の割合（％）		3.0	2.8	2.0	1.4	1.6	

※出産扶助、生業扶助、葬祭扶助、就労自立給付金、進学準備給付金は各年度の延べ
実数、その他の数値は厚生労働省報例の年度平均数値（世帯類型、労働力類型には停止世帯を含まず）

8 自立支援プログラム

厚生労働省が、平成16年12月にまとめた「生活保護制度の在り方に関する専門委員会報告書」に基づき、経済的給付を中心とする生活保護制度から、実施機関が組織的に被保護世帯の自立を支援する制度に転換することを目的として、自立支援プログラムが導入されています。

(1) 就労支援プログラム

就労支援プログラムとは、18歳から64歳までの稼働年齢層にある被保護者等の内、就労阻害要因がなく、就労意欲があるなどの被保護者について、就労による経済的自立の援助をすることを目的としています。

小平市では、自立支援員がハローワークと連携するなどして就労支援を実施しており、支援の状況は表19のとおりとなっています。

表 19 就労支援プログラムの実施状況

年 度	支援開始者数 (A)	就職者数 (B)	就職率 (B/A)	保護者のうち 生活保護廃止 世帯数
平成30年度	87	77	89%	12
令和元年度	88	84	95%	24
令和2年度	37	30	81%	4
令和3年度	47	40	85%	6
令和4年度	53	24	45%	7

※就職者数には前年度開始者を含む

(2) その他のプログラム

就労支援プログラムのほか、「年金調査支援プログラム」、「多重債務整理支援プログラム」、「健康管理支援プログラム」及び「若年者進路支援プログラム」を作成し、実施しています。

表 20 その他のプログラムの実施状況 (令和4年度)

プログラム名	実 施 内 容	実 施 結 果
年金調査支援	保護受給者の年金受給資格調査を実施する。	334件の年金受給資格を調査
多重債務整理支援	多重債務等を抱えた保護受給者について、債務整理の支援をする。	50件について債務整理を支援
健康管理支援	保健師が、基本健康診査の結果やレセプト等の状況により対象者を把握し、ケースワーカーと連携し、健康相談や指導を行い疾病の予防や傷病への早期対応を支援する。	122名に対し、健康相談、指導等を実施
若年者進路支援	保護受給世帯の中・高生の進路状況を把握し、進路に沿って学習塾受講費補助等の支援を行う。	13名を支援

9 生活保護費支給

扶助別支出金額の推移は、表21のとおりです。法外援護費は全体の約0.2%を占めていますが、これは第4節に後述する都と市の施策によるものです。

表21 生活保護費扶助別年度推移

(単位:円)

扶 助	年 度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
生活扶助費		1,797,940,052	1,716,217,147	1,637,562,023	1,568,173,037	1,543,352,607
住宅扶助費		1,167,000,738	1,171,602,954	1,090,858,698	1,067,934,010	1,055,199,554
教育扶助費		25,389,341	20,238,282	19,058,061	17,299,908	15,980,947
介護扶助費		107,743,734	113,734,396	114,557,817	119,629,024	117,612,701
医療扶助費		2,346,285,768	2,413,738,903	2,333,116,228	2,297,529,375	2,258,622,792
出産扶助費		0	0	5,700	0	0
生業扶助費		12,624,695	8,429,964	8,351,617	8,059,214	7,697,488
葬祭扶助費		14,399,744	13,314,711	15,557,839	19,148,443	19,002,844
就労自立給付金		2,140,996	2,434,529	2,509,916	1,684,743	2,166,234
進学準備給付金		2,600,000	1,400,000	1,000,000	1,000,000	800,000
保護 施設	生活扶助費	12,519,731	12,049,671	11,874,200	10,596,971	13,283,760
	施設事務費	110,914,051	115,562,378	114,421,051	98,961,278	97,784,547
	施設委託費	—	—	1,361,000	3,560,120	3,806,330
法内小計		5,599,558,850	5,588,722,935	5,350,234,150	5,213,576,123	5,135,309,804
法外援護		15,502,317	15,076,277	12,932,518	11,787,221	12,324,701
総計		5,615,061,167	5,603,799,212	5,363,166,668	5,225,363,344	5,147,634,505

令和4年度の生活保護費財源内訳は、表22のとおりです。

生活保護費（法内扶助費）の4分の3を、国庫負担金として国から交付を受け、その他、居住地のない単身者（都費ケース）の入院・入所費用の4分の1を都負担金として都から交付を受けています。このほか国からは、生活保護事務を安定的かつ適正に運営するための措置として国庫補助金が交付されています。

雑入は保護費の過払い等により返還を受けた金額です。

表22 生活保護費財源内訳（令和4年度）

(単位:円・%)

財源種別	決算額(円)	負担割合
国庫負担金	4,050,638,258	78.69%
国庫補助金	5,914,000	0.11%
都負担金	122,825,000	2.39%
都補助金	8,899,000	0.17%
雑入	108,081,422	2.10%
一般財源	851,276,825	16.54%
総額	5,147,634,505	100.00%

第4節 法外援護の現況

最低生活の保障は、国の責任において実施されていますが、一般世帯との格差を少しでも緩和するために自治体、社会福祉協議会が中心となって、生活保護法に基づかない援護を実施しています。これを法外援護と総称していますが、小平市、小平市社会福祉協議会、東京都で実施しているものとして次のようなものがあります。

1 小平市の法外援護

(1) 入浴料助成（生活支援課）

入浴設備がない居宅等の被保護世帯に無料入浴券を支給しています。

大人券 96 枚

(2) 固定資産税等減免（税務課等）

固定資産税を課税されている被保護世帯に対して市条例で減免規定をもうけていますが、この他にも各種の使用料、手数料の減免措置があります。

(3) 市営プール無料利用券交付（生活支援課）

市営プールの開設期間中、被保護世帯の中学生以下の児童に対して無料利用券を交付しています。

2 小平市社会福祉協議会の法外援護

(1) 住所不定者等法外援護

住所不定者等に対する応急援護として金銭支給を行っています。

令和4年度は71件593,000円を支給しました。

3 東京都の法外援護

(1) 夏季健全育成費支給（生活支援課）

被保護世帯の小・中学生に対し、夏季休業中に各種の野外活動等に参加することにより、心身の健全な育成を図ることを目的に、1人当たり3,300円を支給しました。

表23

(単位:人・円)

区 分	単 価	人 数	金 額
小 学 生	3,300	81	267,300
中 学 生	3,300	53	174,900
総 計		134	442,200

(2) 学童服・運動衣購入費支給（生活支援課）

被保護世帯の小・中学生に対し、その就学を奨励し、あわせて被保護世帯の自立更生を援助するため「子どもの日」の行事の一環として、1人当たり学童服購入費 11,400 円、運動衣購入費 4,100 円を支給しました。

表 2 4 (単位:人・円)

区 分	単 価	人 数	金 額
小学生（学童服）	11,400	72	820,800
中学生（学童服）	11,400	34	387,600
小学生（運動衣）	4,100	84	344,400
中学生（運動衣）	4,100	55	225,500
総 計		245	1,778,300

(3) 自立援助金支給（生活支援課）

中学校を卒業し就職する被保護世帯の生徒に対し、本人及び世帯の自立助長を図るため一人当たり 51,500 円を支給するものですが令和 4 年度は支給実績がありませんでした。

(4) 修学旅行支度金支給（生活支援課）

被保護世帯の小学校 6 年生又は、中学校 3 年生が修学旅行に参加する際に、必要とする参加支度金を支給し、学童・生徒の修学を助け、もって本人及び世帯の自立助長を図るため、小学校 6 年生に 1 人当たり 4,300 円、中学校 3 年生に 1 人当たり 8,500 円を支給しました。

表 2 5 (単位:人・円)

区 分	単 価	人 数	金 額
小学校 6 年生	4,300	21	90,300
中学校 3 年生	8,500	19	161,500
総 計		40	251,800

(5) 被保護者自立促進事業（生活支援課）

被保護世帯に対し、就労支援、地域生活移行支援、健康増進支援、次世代育成支援など、自立支援に要する経費の一部を支給することによって、その自立の促進を図るため本人の申請に基づき支給しました。

表 2 6

対象事業	支援の内容		上限支給額 (円/1人当たり)	件数	金額 (円)
活動社会 支援参加	精神障がい者等自助グループ 参加交通費		60,000	1	200
地域生活 移行支援	高齢者等生活環境改善（居宅 清掃費用）		400,000	6	543,400
	生活支援費（生活支援サービス ヘルパー等派遣費用）		600,000	40	2,858,988
	住宅契約関係費（鍵交換費等）		20,000	29	529,000
	精神科カウンセリング受診料		72,000	10	380,030
次世代 育成支援	学習環境 整備支援費	中学校3年生 高校3年生	200,000	27	2,015,323
		高校1、2年生	150,000		
		小学校1～6年生 中学校1、2年生	100,000		
	大学等進学支援費		80,000	3	100,700
総計				116	6,427,641

令和4年度版 福祉事業概要

令和5年9月 発行

編集・発行 小平市健康福祉部
小平市子ども家庭部

〒187-8701

小平市小川町2丁目1333番地

電話 042(341)1211(代)

FAX 042(346)9498